

議案第 27 号

志摩市立学校設置条例の一部改正について

志摩市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市立学校設置条例の一部を改正する条例

志摩市立学校設置条例(平成16年志摩市条例第105号)の一部を次のように改正する。

別表第2志摩市立浜島中学校の項を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(志摩市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)
- 2 志摩市学校体育施設の開放に関する条例(平成16年志摩市条例第132号)の一部を次のように改正する。
別表開放する学校名の項中「当り」を「当たり」に改め、同表浜島中学校の項を削る。